

令和 6 年度に制度改正のあった事業について

1 障害者等日常生活用具支給事業（令和 6 年 10 月 1 日施行）

①児童への日常生活用具支給に係る所得制限を撤廃

②種目の一部について、支給要件を緩和

種目	改正前	改正後
点字ディスプレイ	（手帳要件） 視覚障害の程度が 2 級以上 かつ聴覚障害の程度が 2 級	（手帳要件） 視覚障害の程度が 2 級以上
点字器	（年齢要件） 18 歳以上 （手帳要件） 視覚障害の程度が 2 級以上 かつ聴覚障害の程度が 2 級	（年齢要件） 学齢児以上 （手帳要件） 視覚障害の程度が 6 級以上

2 障害者等住宅設備改善費給付事業（令和 6 年 10 月 1 日施行）

児童への住宅設備改善費支給に係る所得制限を撤廃

3 中等度難聴児補聴器購入費助成事業（令和 6 年 4 月 1 日施行）

補聴器購入費助成に係る所得制限を撤廃

基準額の改定